

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月14日
【会社名】	ARCHION株式会社
【英訳名】	ARCHION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO カール・デッペン
【本店の所在の場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー
【電話番号】	03-4218-2150
【事務連絡者氏名】	経理統括部長 千勝 拓生
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西品川一丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー
【電話番号】	03-4218-2150
【事務連絡者氏名】	経理統括部長 千勝 拓生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、日野自動車株式会社（以下「日野自動車」といいます。）及び三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「三菱ふそう」といいます。）間の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に伴い、2026年4月1日付で、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」といいます。）との間で、当社がトヨタから一定の資金調達を行うことに関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結し、協議・検討を重ねてまいりましたが、本日開催の取締役会において、本基本合意書に基づく当社の資金調達に関して、トヨタとの間で新株予約権付社債契約（以下「本新株予約権付社債契約」といいます。）を締結することを決議し、本日付で本新株予約権付社債契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

本新株予約権付社債契約に基づく新株予約権付社債の具体的な発行金額、利率及び転換価額等の内容や発行時期等の詳細は未定であり、当社の事業戦略・財務戦略を踏まえて、市場環境に鑑みて最適な発行時期及び発行金額を検討し、必要な時期に、その都度、本新株予約権付社債契約に基づいて新株予約権付社債の具体的な内容を取締役会の決議によって決定し、新株予約権付社債を発行する予定です。また、当社グループが、本新株予約権付社債契約に定める一定の財務指標を満たさない場合その他一定の条件が満たされる場合にのみ、本新株予約権付社債契約に基づき、新株予約権付社債を発行することができます。

2【報告内容】

1．有価証券の種類及び銘柄

新株予約権付社債

2．本新株予約権付社債に関する事項

(1) 発行価格

未定

(2) 発行価額の総額

未定。なお、未償還残高の合計が2,000億円を上限とします。

(3) 券面額の総額

未定

(4) 利率

未定

(5) 償還期限

新株予約権付社債の発行日から原則として3年間とします。なお、当社は、新株予約権付社債の発行日の翌日以降いつでも繰上償還を行うことができます。

(6) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

各社債の額面金額及び経過利息の未払額の総額を転換価額で除した数のA種種類株式を発行します。

当社の普通株式は、株主としての権利内容に制限のない完全議決権株式であり、単元株式数は100株です。当社のA種種類株式の内容は、以下のとおりであり、単元株式数は100株です。

当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種種類株式についての定めを定款に定めております。A種種類株式の剰余金の配当及び残余財産の分配については、普通株式と同順位であり、定められた取得比率（調整事由が生じない限り1：1）を乗じた額とし、A種種類株式には株主総会における議決権はなく、譲渡制限を付し、普通株式及びA種種類株式について、会社法第322条第1項各号の規定による種類株主総会の決議を要さず（ただし、法令により要求される場合を除きます。）、A種種類株式には普通株式を対価とする取得請求権を付し、かかる取得請求権については、定款においては、A種種類株式の発行日以降いつでも行使することができるかとされておりますが、A種種類株式を保有するトヨタが日本において小型トラック事業及び小型観光バス事業を営んでいることを踏まえ、当社の独立した事業運営を尊重する観点や競争法の観点から、当社におけるトヨタの議決権比率を20%未満とすることが予定されているため、下記の行使条件も踏まえると、新株予約権付社債発行後短期間に普通株式を対価とする取得請求権が行使されてトヨタの普通株式の保有比率が増加することは見込んでおりません。

- (7) 新株予約権の総数
未定
 - (8) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
未定
 - (9) 新株予約権の行使期間
下記「(10) 新株予約権の行使の条件」の新株予約権の行使条件が満たされることを前提に、新株予約権の割当日の翌日以降に行使可能です。
 - (10) 新株予約権の行使の条件
償還期日の徒過、期限の利益喪失、又は当社の取締役会が認めた場合のいずれかを満たす場合に行使することができるものとします。
 - (11) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額
未定
 - (12) 新株予約権の行使時に社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとするときはその旨
該当事項はありません。
 - (13) 新株予約権の譲渡に関する事項
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。なお、本新株予約権付社債は、その保有する本新株予約権付社債を一括して譲渡する場合以外に譲渡することができません。
- 3. 発行方法
第三者割当の方法によりトヨタに新株予約権付社債を割り当てます。
 - 4. 手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
未定
 - 5. 新規発行年月日
未定。なお、発行予定期間は、2041年4月1日（本経営統合の効力発生日後15年間）までとします。
 - 6. 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
該当事項はありません。
 - 7. 引受人の氏名又は名称
該当事項はありません。
 - 8. 募集を行う地域に準ずる事項
日本国内
 - 9. 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限
本新株予約権付社債は、本新株予約権付社債を一括して譲渡する場合以外の譲渡が禁止されています。
 - 10. 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容
該当事項はありません。
 - 11. 第三者割当の場合の特記事項
未定

12. 本臨時報告書提出日現在の当社の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	10,000百万円	
発行済株式総数	普通株式	2,581,069,854株
	A種類株式	175,512,774株

以 上